

板橋区発達障がい者支援センター事業実施要綱

(令和2年3月19日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、発達障がい者の自立及び社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与する理念に基づき、発達障がい者に対する相談支援機関の設置により、ライフステージに合わせた支援体制の整備を推進し、利用者が安定した日常生活及び社会生活が送れるよう、発達障がい者支援事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 発達障がい 発達障害者支援法（平成16年法律第167号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。
- (2) 発達障がい者 法第2条第2項に規定する者及びその疑いのある者

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は板橋区（以下「区」という。）とする。ただし、区長は事業を適切に運営することができる認められる者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(実施場所)

第4条 事業は、次の場所において実施する。

- (1) 板橋区発達障がい者支援センター（板橋区向原三丁目7番9号）
- (2) その他区長が必要と認める場所

(対象者)

第5条 事業の対象者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 区内に住所を有する概ね16歳以上の発達障がい者
- (2) 前号の家族
- (3) 第1号に規定する者を支援する支援機関の支援者

(開所日及び開所時間)

第6条 開所日は火曜日から土曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）とし、開所時間は午前10時から午後6時までとする。ただし、区長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業することができる。

(事業内容)

第7条 区及び第3条ただし書の規定により事業を受託した者（以下「受託事業者」という。）は、次の各号に掲げる事業を実施する。

- (1) 発達障がいに係る各種相談に関すること。
- (2) 発達障がい者の就労準備及び居場所の提供に関すること。
- (3) 発達障がい者の家族支援に関すること。
- (4) 発達障がい者の支援者の支援及び支援力向上に関すること。

- (5) 発達障がい者を支援する関係機関との連携に関すること。
- (6) 発達障がいに係る知識の普及及び啓発に関すること。
- (7) その他発達障がい者支援に関すること。

(専門職員の配置)

第8条 区及び受託事業者は、事業の実施に際し相談員として、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職員を配置することとする。

(利用の登録)

第9条 第7条第2号に掲げる事業（以下「第2号事業という。」）を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、社会参加訓練利用登録申請書（別記第1号様式）に社会参加訓練利用に関する意見書（別記第2号様式）を添えて区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を適当と認めたときは、当該申請者を第2号事業の利用者として登録するものとする。

3 区長は、前項の規定による登録をしたときは、社会参加訓練利用登録承認書（別記第3号様式）を当該登録を受けた者に交付するものとする。

(利用料)

第10条 板橋区発達障がい者支援センターで実施する事業の利用料は無料とする。

ただし、飲食費、外出時の経費その他の利用に伴う実費は、利用者の負担とする。

(記録の作成)

第11条 受託事業者は、事業を利用する者の状況、その他事業の実施状況に関する記録を作成することとする。

2 区長は、必要があると認めるときは、受託事業者に前項に規定する記録の提出を求めることができる。

(報告及び調査)

第12条 受託事業者は、事業の実施状況について、区長が別に定める月次報告書及び年間事業報告書により区に報告することとする。

2 前項の規定のほか、区長は、必要があると認めるときは、受託事業者から報告を求めるとともに、事業実施状況について調査を行うことができる。

(区の役割)

第13条 区は、この事業が効果的かつ円滑に行われるよう受託事業者と綿密な連携を図るとともに、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

2 区は、前条第2項の報告又は調査の結果、事業が適切に運営されていないことが認められる場合には、改善を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（宛先）板橋区長

社会参加訓練利用登録申請書

板橋区発達障がい者支援センター事業における社会参加訓練の利用登録を受けたいので、以下のとおり申請します。

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	板橋区		
電 話 番 号			
医 療 機 関 担 当 医			
申 請 理 由			
登録決定の審査のため、私の住民登録等について、関係機関に調査・照会・閲覧すること及び板橋区発達障がい者支援センター事業受託者に情報提供することに		☐ 同意する ☐ 同意しない 署名	

第 2 号様式（第 9 条関係）

社会参加訓練利用に関する意見書

フリガナ 対象者氏名		生年月日	年 月 日 (歳)
対象者の 住所	板橋区		
診断名			
医師意見			

上記のとおり意見する。

年 月 日

医療機関名

所 在 地

電 話

医 師 名

年 月 日

様

板橋区長

社会参加訓練利用登録承認書

先に申請のありました板橋区発達障がい者支援センター事業における社会参加訓練の利用について、以下のとおり承認いたします。

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日 （ 歳）
住 所			
利 用 者 番 号			
医 療 機 関 担 当 医			